

# くらしの安心情報

## 情報ファイル NO.44

平成20年7月10日

アパート管理人の依頼で来たという業者から、換気扇フィルターを1年分買わされた～。

### 被害内容

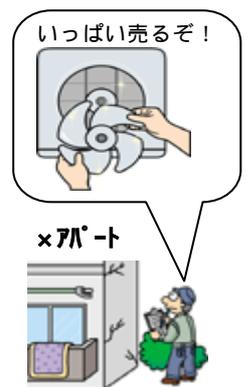
【相談者 20代男性】

入居したばかりのアパートに、「管理人の依頼を受けたので、換気扇の取り扱い説明をしたい」と業者が訪問してきました。話を聞くうちに、結局、換気扇フィルター専用枠を取り付けられ、フィルター1年分を購入させられました。後で、管理人はそんな依頼をしていないことがわかりました。支払ったお金を返してほしい～。

### 対処方法

これはアパート入居者に、販売目的を隠して、管理人から依頼されたように装って訪問し、商品を契約させる手口です。

- ・ 契約日から8日間を過ぎていましたが、業者は領収書のみ渡し、契約書面は交付していませんでした。そこで、クーリング・オフ（契約書面を受け取ってから一定期間無条件解約できる制度）の通知を出すよう助言しました。その結果、解約となり返金されました。
- ・ また、クーリング・オフ以外にも、業者が嘘のことを告げて契約させた場合には、解約できる可能性があります。業者のことばを鵜呑みにしないで、本当に管理人からの依頼なのかなど、契約する前によく確認しましょう。
- ・ トラブルになったら、一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村窓口、消費生活センターにご相談ください。



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076-432-9233 (消費生活相談)

076-433-3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)